### 平成十四年政令第百九十号 都市再生特別措置法施行令

二十九条第一項第一号、第三十条、第三十七条第第二十二号)第二条第二項、第二十条第一項、第内閣は、都市再生特別措置法(平成十四年法律 政令を制定する。 一項第六号及び第四十二条の規定に基づき、この

う。) 第二条第二項の政令で定める公共の用に第一条 都市再生特別措置法(以下「法」とい 湾における水域施設、外郭施設及び係留施設と水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港 供する施設は、下水道、緑地、河川、運河及び

都市開発事業の規模) (協議会を組織するよう要請することができる

規模とする。 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 開発事業を施行する場合においては、次の各号 特定都市再生緊急整備地域内において当該都市 の規模は、○・五ヘクタールとする。ただし、 (第二号において「事業区域」という。)の面積発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域二条 法第十九条第三項の政令で定める都市開

次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタ

一 当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又 の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上ると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業 が施行され、又は施行されることが確実であは近接してこれと一体的に他の都市開発事業 となる場合 〇・五ヘクタール

(熱供給施設に準ずる施設)

第三条 法第十九条の二第九項の政令で定める施 器、導管その他の設備(熱供給施設を除く。) 要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧 体又は気体(以下この条において「水等」とい 設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液 され、又は冷却された水等を利用するために必 う。)を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱

(公共下水道管理者の許可に係る基準)

第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基 -は、次のとおりとする。

接続設備の位置は、次に掲げるところによ

施設を含む。以下この条において同じ。) 公共下水道の排水施設(これを補完する

> 及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。 は、排水施設の下水の排除に著しい支障を から下水を取水するために設ける接続設備

少ない箇所に設けること。 るために設ける接続設備は、流入する下水 の水勢により排水施設を損傷するおそれが 公共下水道の排水施設に下水を流入させ

接続設備の構造は、次に掲げるところによる 法第十九条の二第九項に規定する設備及び

の他の物件の構造に支障を及ぼさないもの水道の施設又は他の施設若しくは工作物そ であること。 堅固で耐久力を有するとともに、公共下

بح り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限」コンクリートその他の耐水性の材料で造 度のものとする措置が講ぜられているこ

ニ 屋外にあるもの(管渠を除く。)にあっ 建築物内においては、この限りでない。 十九条の二第九項に規定する設備を有する 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第

が講ぜられていること。を防止し、及び人の立入りを制限する措置 ては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散

安全確保施設)

ホ 下水の貯留等により腐食するおそれのあ 腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止 する措置が講ぜられていること。 る部分にあっては、ステンレス鋼その他の

ح の設置その他の措置が講ぜられているこ除及び処理に支障が生じないよう可撓継手地震によって公共下水道による下水の排

す又はマンホールを設けること。 管渠の清掃上必要な箇所にあっては、 ま

ができる蓋を設けること。 ます又はマンホールには、密閉すること

を設けること。 又は内のり幅に応じ相当の幅のインバート ますの底には、その接続する管渠の内径

ヌ 下水を一時的に貯留するものにあって 障が生じないようにするための措置が講ぜは、臭気の発散により生活環境の保全上支 られていること。

させる下水の量を調節するための設備を設 の量及び当該公共下水道の排水施設に流入 けること 公共下水道の排水施設から取水する下水

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによ

あるときは、下水が外にあふれ出るおそれ・ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要が がない時期及び方法を選ぶこと。

排水施設に突出させないで設けるととも るために設ける接続設備は、ますその他の 措置を講ずること。 に、その設けた箇所からの漏水を防止する 公共下水道の排水施設に下水を流入させ

しくは工作物その他の物件の構造又は機能その他公共下水道の施設又は他の施設若 に支障を及ぼすおそれがないこと。

(公共下水道の排水施設に流入させる下水に混 支障を及ぼさないものであること。 量は、その公共下水道の下水の排除に著しい 公共下水道の排水施設から取水する下水の

第五条 法第十九条の七第五項の政令で定める物 水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない (都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生 と認めたものとする。 は、凝集剤であって公共下水道管理者が公共下

入することができる物)

都市再生安全確保施設は、都市公園法施行令第六条 法第十九条の二十第一項の政令で定める るものに該当するものとする。 二項第一号の二、第二号又は第二号の二に掲げ (昭和三十一年政令第二百九十号) 第十二条第

(法第二十条第一項の政令で定める都市再生事

第七条 法第二十条第一項の規定による民間都市 備地域内において当該都市開発事業を施行する 開発事業の事業区域の面積の規模は、○・五へ 市再生事業についての同項の政令で定める都市 再生事業計画の認定を申請することができる都 業の規模) 場合においては、次の各号に掲げる場合の区分 クタールとする。ただし、特定都市再生緊急整 に応じ、当該各号に定める規模とする。

二 当該特定都市再生緊急整備地域が指定され 都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針に 都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接 してこれと一体的に他の都市開発事業(当該 ている都市再生緊急整備地域内において当該 次号に掲げる場合以外の場合 一ヘクタ

> らの都市開発事業の事業区域の面積の合計が るものに限る。)が施行され、又は施行され 一へクタール以上となる場合 ○・五ヘクタ ることが確実であると見込まれ、かつ、これ

法第三十七条に規定する提案並びに法第四十

3 生事業についての法第二十条第一項の政令で定計画等の特例」という。)の対象となる都市再 第二十条第一項の政令で定める規模は、〇・五いう。) に係る当該都市再生事業についての法 必要となる公共公益施設の整備に関する事業を める規模は、○・五へクタールとする。 る都市計画等の特例(次項において単に「都市 二条及び第四十三条第一項に規定する申請に係 施設整備事業(都市再生事業の施行に関連して 都市計画等の特例の対象となる関連公共公益

囲 (都市再生事業支援業務に係る公益的施設の ヘクタールとする。

第八条 法第二十九条第一項第一号の政令で定め る公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国 臣が定める基準に該当するものとする。 土交通大臣が定める施設であって、国土交通大 (都市再生事業支援業務に係る設備の範囲)

第九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定め る設備は、建築物の利用の状況その他の建築物 築物の利用者等の利便の増進に特に寄与するも あって、先端的な技術を活用することにより建 の利用者等に有用な情報を把握し、伝達し、 ものとする。 のとして国土交通大臣が定める基準に該当する 電子計算機その他国土交通大臣が定める設備で は処理するために必要な撮影機器、通信機器、 又

物に関する基準) (特定都市道路内に建築することができる建築

基準は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第十条 法第三十六条の三第二項の政令で定める げる基準とする。 第三百三十八号)第百四十五条第一項各号に掲

ぼすおそれがない行為) (特定都市道路を整備する上で著しい支障を及

定められた都市機能の増進を主たる目的とす 第十一条 法第三十六条の四の規定により都市計 は、同条中「法第十二条の十一」とあるのは、 八号)第三十七条の三の規定の適用について 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十 画法(昭和四十三年法律第百号)第五十三条第 一項の規定を読み替えて適用する場合における

(都市再生事業等を行おうとする者がその都市二号)第三十六条の二第一項」とする。「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十

**ネ+二条** 法第三十七条第一項第八号の政令で定市施設) お画の決定又は変更を提案することができる都計画の決定又は変更を提案することができる都

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水二 公園、緑地、広場その他の公共空地 ミナルその他の交通施設 ミナルその他の交通施設 駐車場、自動車ター 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ター 第十二条 法第三十七条第一項第八号の政令で定

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化四 河川、運河その他の水路

道、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理

祉施設 、保育所その他の医療施設又は社会福 施設

(都市再生事業等に係る認可等に関する処理期七 防水、防砂又は防潮の施設

一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八応じ、当該各号に定める期間とする。 次の各号に掲げる認可、認定又は承認の区分に第十三条 法第四十二条の政令で定める期間は、

可 三月 密集市街地における防災街区の整備の促進 密集市街地における防災街区の整備の促進

市計画) (市町村が決定又は変更をすることができる都四 その他の認可、認定又は承認 二月

第十四条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市 という。)にあっては、第一号ハに掲げる都市施設(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。)に関する都市計画)とする。

く。)
イ 次に掲げる道路(自動車専用道路を除

(2) 都道府県道 (2) 都道府県道 (3) 第十三条第一項の指定区間外の国道

、 河川法第四条第一項に規定する一級河川るものに限る。) ール以上のもの(国又は都道府県が設置す

公園、緑地又は広場で、

面積が十へクタ

後関又は都道府県が施行すると見込まれる 次に掲げる市街地開発事業であって、国の 次に掲げる市街地開発事業であって、国の 又は同法第五条第一項に規定する二級河川

施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業施行区域の面積が三ヘクタールを超える

| 短行区域の面積が三へクタールを超える|| 施行区域の面積が三へクタールを超える

る土地区画整理事業施行区域の面積が五十ヘクタールを超え

その他国土交通省令で定める市街地開発

道の新設等) (市町村が行うことができる国道又は都道府県

物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとす、物の新設若しくは都道府県道に附属する道路の附属道若しくは都道府県道の新設若しくは改築又は第十五条 法第四十六条第七項の政令で定める国

増設 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車

は改築 一 道路の附属物である自動車駐車場の新設又

国土交通省令で定めるものて、前二号に掲げるものに準ずるものとしてて、前二号に掲げるものに準ずるものとしてする道路の附属物の新設若しくは改築であっくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属三 その他国道若し

道の維持又は修繕) (市町村が行うことができる国道又は都道府県

一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風設等は、次に掲げるものとする。 第十七条 法第四十六条第十項の政令で定める施

に資するもの 一位 食事施設、購買施設その他これらに類する 一 食事施設、購買施設その他これらに類する 致の維持に寄与するもの

第十八条 法第四十六条第十二項の政令で定める進に寄与する施設等)

(都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増

に供するもの 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用施設等は、次に掲げるものとする。

二 観光案内所

ンチ又は上家おいて運行するものに限る。)の停留所のべおいて運行するものに限る。)の停留所のベニ 路線バス (主として一の市町村の区域内に

| 号)第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物| 四 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九

する施設等) 在快適性等向上区域内の都市公園において設置 (一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が滞

第十九条 法第四十六条第十四項第一号の政令で 第十九条 法第四十六条第十四項第一号の政令で

園施設の周辺に設置する施設等) (一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公

第二十条 法第四十六条第十四項第二号ロ(2)

自転車駐車場

oて ための看板及び広告塔 一 地域における催しに関する情報を提供する

第二十一条 法第五十四条第一項の政令で定めるる都市計画) (市町村が決定又は変更を要請することができ

都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市

の市町村の区域にわたるものに限る。)で、面積が十ヘクタール以上のもの(二以上一 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区計画とする。

変更を提案することができる都市施設)(都市再生推進法人がその都市計画の決定又は

一道路

一公園、緑地又は広場

三下水道

五 防水又は防砂の施設四 河川その他の水路

(道路管理者の権限の代行) 国土交通省令で定める施設に該当するもの 、 都市施設のうち、法第百十九条第三号ロの

第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市 に係る部分に限る。第三項において同じ。)、第分に限る。)の規定による通行の禁止又は制限 者と協議して定めるものとする。 第四条の二第一項第二号(道路法第二十二条第 見の聴取又は通知に係る部分に限る。)並びに 号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号 議に係る部分に限る。)、第三十八号、第三十九 の規定による承認があったものとみなされる協 に限る。)、第三十六号(道路法第二十四条本文 承認があったものとみなされる協議に係る部分 三十五号(道路法第二十四条本文の規定による 号(道路法第四十六条第一項(第二号に係る部 限る。)、第四号、第五号、第二十号、第二十一 は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号 において「市町村が代行する権限」という。) 町村が道路管理者に代わって行う権限(第四項 十四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理 (道路法第二十二条第一項の規定に係る部分に (道路法第九十五条の二第一項の規定による意 項の規定に係る部分に限る。)、第四号及び第

ならない。
おいの内容を公示しなければときは、遅滞なく、その内容を公示しなければときは、遅滞なく、その内容を公示しなければない。

可第四十一号及び第四十二号に掲げる権限につ 項第一号、第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路 管理者に通知しなければならない。 管理者に通知しなければならない。 管理者に通知しなければならない。 管理者に通知しなければならない。 管理者に通知しなければならない。 管理者に通知しなければならない。 を公示された当該国道の新設等又は国道の維持等の開始の日から同項の規定に基づき公示された国道の新設等又は国道の維持 等の完了の日までの間に限り行うことができる ものとする。ただし、道路法施行令第四条第一 ものとする。ただし、道路法施行令第四条第一 ものとする。ただし、道路法施行令第四条第一

**ニトヨ米** - 去幕六十二条第一頁第三号の女命で基準) (安全かつ円滑な交通を確保するために必要な いては、当該完了の日後においても行うことが

> 本文、第十条第三項の条例で定める幅員 を行者が通行することができる部分の一方の 側の幅員が、国道にあっては道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項 和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項 本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項 に規定する幅員、都道府県道又は市町村道 に規定する幅員、都道府県道又は市町村道 に規定する幅員、都道府県道の本い場合を のてはこれらの規定に規定する幅員を参酌 あってはこれらの規定に規定する幅員を参酌 して同法第三十条第三項の条例で定める幅員 であること。

関する技術的基準)(都市公園の占用の許可の特例に係る施設等に

一 法第四十六条第十二項の施設等(以下このめる技術的基準は、次のとおりとする。

う。)又は法第四十六条第十四項第一号の施条において「居住者等利便増進施設」とい

設等(以下この条において「情報提供看板

第」という。)の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園の利根に設ける居住者等利便増進施設又は情報提供看板等の構造は、倒壊、落下その他の公園施設(都市公園法第二条第二項に規定する公園施設を防止する措置を講ずること。 しての機能を害しないものとすること。 しての機能を害しないものとすること。 しての機能を害しないものとすること。 り都市公園の風致及び美観その他都市公園とりでは、できる限に対して同じ。)の外観及び配置は、できる限いて同じ。)の外観及び配置は、できる限いて同じ。)の外観及び配置は、できる限いたのとすること。

三 地下に設ける居住者等利便増進施設の構造では、堅固で耐久力を有するとともに、公園施の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及い、 
の構造では公衆の都市公園の利用に支障を及い、 
の構造を表して、 
の表して、 
の表して、 
の表して、 
の表して、 
の表して、 
の表して、 
の表して、 
の表して、 
のまして、 
のまし

こと。 
こと。 
こと。

基準) 園施設の周辺に設置する施設等に関する技術的 個本設の周辺に設置する施設等に関する技術的 (一体型事業実施主体等が滞在快適性等向上公

第二十六条 法第六十二条の七第二項の政令で定める技術的基準については、第二十条第一号に掲げる施設等にあっては前条(第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定を、第二十条第一号に掲げる施設等にあっては前条(第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定を、それぞれ準用する。2 第二十条第一号に掲げる施設等にあっては一ついては、前項に定めるもののほか、都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に配置の外周に接する場所その他のできる限り公衆の外周に接する場所その他のできる限り公衆の外周に接する場所その他のできる限り公衆の外周に接する場所その他のできる限り公衆の利用に支障を及ぼさない場所に配置するものとすることとする。

業の規模)

一 次に掲げる区域内における都市開発事業に応じ、当該各号に定める面積とする。規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分第二十七条 法第六十三条第一項の政令で定める

ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二又は同条第四項に規定する近郊整備地帯三号)第二条第三項に規定する既成市街地イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十事業を除く。)〇・五ヘクタール

区域又は同条第四項に規定する近郊整備

区域

(同法第二条第四項に規定する地すべり

十九号)第二条第三項に規定する既成都市

(次号、第三号及び第五号に掲げる都市開発

一 前号イから二までこ掲げる区域内こおけるニ 指定都市の区域 区域

百二号)第二条第三項に規定する都市整備

中部圈開発整備法(昭和四十一年法律第

前号イから二までに掲げる区域内における 都市開発事業であって、当該都市開発事業の 整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと 一体的に他の都市開発事業(都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによ載された事業と一体的に施行されることによ載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。)が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が〇・五へクタール以上となる場合における当該都市開発事業を (次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。) 〇・二五へクタール

市開発事業を除く。)○・二ヘクタール域内における都市開発事業(次号に掲げる都四 第一号イから二までに掲げる区域以外の区

(邓丁手三巻青手巻) て髪巻 にそうぶなり 恒安業 五百平方メートル 低未利用土地の区域内における都市開発事

第二十八条 法第七十一条第一項第一号の政令での範囲) (都市再生整備事業支援業務に係る公益的施設

基準に該当するものとする。 が定める施設であって、国土交通大臣が定めるが定める施設であって、国土交通大臣が定める公益的施設は、民間事業者間の交流又は第二十八条 法第七十一条第一項第一号の政令で

区域は、次に掲げる区域とする。
第三十条 法第八十一条第十九項の政令で定める

十号)第三条第一項に規定する地すべり防止二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三る土地の区域 都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げ

目的で行う開発行為

る地すべりを防止するための措置が講じられ ている土地の区域を除く。 防止工事の施行その他の同条第一項に規定す

規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措地崩壊防止工事の施行その他の同条第一項に 三十六条において「急傾斜地崩壊危険区域」 置が講じられている土地の区域を除く。) といい、同法第二条第三項に規定する急傾斜 第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条

特別警戒区域 五十七号)第九条第一項に規定する土砂災害 対策の推進に関する法律(平成十二年法律第1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止

法律第七十七号)第五十六条第一項に規定す る浸水被害防止区域 特定都市河川浸水被害対策法 (平成十五年

第三十一条 戸数は、二十戸とする。 特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件 (都市計画の決定等の提案をすることができる 法第八十六条第一項の政令で定める

等の特例

(宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長

第三十二条 九条の規定の適用については、これらの規定に 規定する都道府県知事とみなす。 和三十七年政令第十六号)第二十条及び第三十 は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭 り宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長 法第八十七条の二第一項の規定によ 第三十 定 画法の

十条の規定の適用については、同条に規定するは、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二 が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村 法第八十七条の二第一項の規定によりその長 の 二

(建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要

第三十三条 戸数は、三戸とする。 法第八十八条第一項の政令で定める

2 ○・一へクタールとする。 (建築等の届出を要しない軽易な行為その他の 法第八十八条第一項の政令で定める規模は

第三十四条 定める行為は、次に掲げるものとする。 の居住の用に供するものの建築の用に供する 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者 法第八十八条第一項第一号の政令で 条 第 三 十 十 第三十 条第十号

四

定工作物の 建築物又は第一 定工作物(いずれ

建築又は建設

兀

市街化を

住宅地化を

建設

定工作物の建築又は

第一号の住宅等とする行為 建築物を改築し、又はその用途を変更して 前号の住宅等の新築

として行う行為に準ずる行為) (建築等の届出を要しない都市計画事業の施 行

第三十五条 法第八十八条第一項第三号の政令で う行為(都市計画事業の施行として行うものを 計画施設」という。)を管理することとなる者 が当該都市施設に関する都市計画に適合して行 する都市計画施設(第四十五条において「都市 定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定 第

除く。)とする。 (勧告に従わなかった旨の公表に係る区域)

第三十六条 法第八十八条第五項の政令で定める

第三十七条 法第九十条の政令で定める戸数は、 区域は、急傾斜地崩壊危険区域とする。 (特定開発行為に係る住宅の戸数等の要件)

三戸とする。 クタールとする。 法第九十条の政令で定める規模は、 0. 第

2

(技術的読替え)

第三十八条 法第九十条の規定による技術的読替 えは、次の表のとおりとする。

条 第 八 号一種特定工作物 【吊戸手三手】に第 三 十 四存する建築物又は第存 す る 住 宅 等 る都市計 |読 み 替 え|読み替えられる字句|読み替える字句 四 一同条 前条 置法第九十条に 第三号 条: 条 第三 第一 兀

> 築物であるも 号に規定する建 九条第一項第二

に係る特定建築

等行為

建築物又は第一種特住宅等の建築 建築物又は第一種特住宅等 種特住宅等の 建築 の条にお を 規定する住宅等 の条において同をいう。以下こ 第三十九条 法第九十条の規定により都市計画法 (都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等とあるのは、「とする。この場合において、同十の規定の適用については、同条中「とする」 る場合における都市計画法施行令第二十九条の 第三十四条第十二号の規定を読み替えて適用す で定める場合の基準) する」とする。 一号)第九十条に規定する住宅等をいう。)」

築等の許可の基準) (開発許可を受けた土地以外の土地における建

第四十二 条 第 条 十四号 |号及び第市街化区域内 第二号及物の新設 条第一 第三十 ただし書 び第四号 一号、 第一 項若しくは用途の変更 四十二 兀 第十二 <u>+</u> 項若しくは用途の変更(同条に規定する . 匹 仮設 |建築物の新築、 又は第一種特定工作特定建築等行為 又は第一種特定工作 ||建築物の新築、 物の新設 供する第一種特定工 は自己の業務の用にる 建築物を建築し、 区域区分 作物を建設する 居住若しくは業務 建築物の新築 改築特定建築等行 改築特定建築等行為 又住宅 居住 住宅等で仮設 の条において同 をいう。以下に 居住調整地域外 もの又は第二十 居住調整地域 等 を 建築す

(開発許可をすることができる開発行為を条例 + 項 第 は用途の変更又は第 の新築、改築若しく 種特定工作物の新 (同項各号 項本文の建築物特定建築等行 (第一項各号

第四十一条 法第九十三条第一項の規定により いては、同項に規定する都道府県知事とみ 画法施行令第三十六条第一項の規定の適用に 発許可関係事務を処理する市町村長は、都市 計

ط 2 第一項第三号ハの規定の適用については、 法施行令第十九条第一項ただし書、第二十二条発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画 らの規定に規定する都道府県とみなす。 号、第二十三条の三ただし書並びに第三十六条 の三第一項第三号ただし書、第四号及び第 法第九十三条第一項の規定によりその長が開

条及び都市再生特別措置法施行令第三十八条 第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等 あるのは「住宅地化を」と、「市街化区域内」 条第十号」と、同号ハ及びホ中「市街化を」と 第八号の二に規定する代わるべき住宅等又は 特別措置法第九十条及び都市再生特別措置法施 第一号から第十号まで」とあるのは「都市再生 項第二号並びに第三号イ及びハからホまでの規て同じ。)の敷地」と、同号イ(4)並びに同 等をいう。第三号イを除き、以下この項にお 及びホ中「建築し、又は建設する」とあるの 規定により読み替えて適用する法」と、同号ニ 用途を変更して住宅等とする行為」と、「第二 を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその の規定により読み替えて適用する法第三十四条 行令(平成十四年政令第百九十号)第三十八条 定工作物が次の」とあるのは「住宅等がイ又は は「住宅等」と、同号中「建築物又は第一種特 定中「建築物又は第一種特定工作物」とあるの 律第二十二号)第九十条の規定により読み替え 物又は第一種特定工作物の敷地」とあるの 合における都市計画法施行令第三十六条第一項 適用する第二十九条の九各号」と、同号ニ中 置法施行令第三十九条の規定により読み替えて とあるのは「居住調整地域外」と、同号ハ中 て適用する法第四十三条第一項に規定する住宅 十九条の九各号」とあるのは「都市再生特別措 ハからホまでの」と、同号イ中「法第三十四条 一法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十 「住宅等(都市再生特別措置法(平成十四年 建築する」とする。 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 規定の適用については、 同

(開発許可関係事務を処理する市町村長等の

四十三条第二項の規定を読み替えて適用する場第四十条 法第九十条の規定により都市計画法第

(認定を申請することができる誘導施設等整備

第四十二条 規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分 に応じ、当該各号に定める面積とする。 法第九十五条第一項の政令で定める

百平方メートル する建築物の整備に関する都市開発事業 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有 Ŧi.

築物の整備に関する都市開発事業 用者の利便の増進に寄与する施設を有する建一 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設の利 · -~

設の範囲 (誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施

第四十三条 国土交通大臣が定める施設であって、国土交通 (建築等の届出を要しない軽易な行為その他の 大臣が定める基準に該当するものとする。 める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他 法第百三条第一項第一号の政令で定

第四十四条 法第百八条第一項第一号の政令で定 める行為は、次に掲げるものとする。

する目的で行う開発行為 を有する建築物で仮設のものの建築の用に供当該立地適正化計画に記載された誘導施設 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のも

第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のも 建築物を改築し、又はその用途を変更して

として行う行為に準ずる行為) (建築等の届出を要しない都市計画事業の施行 のとする行為

第四十五条 法第百八条第一項第三号の政令で定 のを除く。)とする。 て行う行為(都市計画事業の施行として行うも る者が当該都市施設に関する都市計画に適合し める行為は、都市計画施設を管理することとな

び譲渡を行う土地) (都市再生推進法人の業務として取得、 管理及

第四十六条 法第百十九条第四号の政令で定める る土地及び当該事業に係る代替地の用に供する 土地は、同条第三号に規定する事業の用に供す 地とする。

(施行期日) 則

1 この政令は、法の施行 日)から施行する。 の日 (平成十四 年六月

(認定を申請することができる都市再生整備事

2

別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令 号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する める基準に該当するものにあっては、五百平方 整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定 祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは 第三百十八号)第一条に規定する区域であるも 近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特「都市整備区域(首都圏、近畿圏及び中部圏の 近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、 十七条の規定の適用については、同条第一号中 「〇・二ヘクタール(都市の居住者の共同の福 規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」 のに限る。)」と、同条第二号から第四号までの 域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは する近郊整備区域」とあるのは 同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定 「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同 令和七年三月三十一日までの間における第二 ートル)」とする。 「既成都市区

#### 附則 二六号) (平成一五年五月一六日政令第1 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附則 (平成一五年一二月一七日政令第

(施行期日)

五二三号)

抄

第一条 この政令は、密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律等の一部を改正す から施行する。 る法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)

#### 五号) 則 (平成一六年三月三一日政令第九

げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)か法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲 等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置この政令は、国の補助金等の整理及び合理化 ら施行する。

#### 附 三九六号) 則 (平成一六年一二月一五日政令第 抄

1

(施行期日)

行の日(平成十六年十二月十七日。以下「施行改正する法律(以下「改正法」という。)の施第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を 日」という。)から施行する。

二条に規定するもののほか、施行日前に改正法第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前 る改正後のそれぞれの政令に相当の規定がある よる改正後のそれぞれの法律又はこの政令によ ものは、これらの規定によってした処分、手続 た処分、手続その他の行為であって、改正法に よる改正前のそれぞれの政令の規定によってし (処分、手続等の効力に関する経過措置) による改正前のそれぞれの法律又はこの政令に

### その他の行為とみなす。 六五号) (平成一七年四月二七日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 九 附 二 号 則 (平成一七年五月二七日政令第一 抄

(施行期日)

う。)の施行の日(平成十七年六月一日。附則の一部を改正する法律(以下「改正法」といの防災機能の確保等を図るための建築基準法等第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地 第四条において「施行日」という。)から施行

#### 三二二号) 則 (平成一七年一〇月二一日政令第

七年十月二十四日)から施行する。法等の一部を改正する法律の施行の日 街地の整備を推進するための都市再生特別措置 この政令は、民間事業者の能力を活用した市 (平成十

### 六五号) (平成一八年八月一一日政令第1

二十二日)から施行する。 法律第五十四号)の施行の日(平成十八年八月 る法律の一部を改正する等の法律(平成十八年 備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す この政令は、中心市街地における市街地の整

#### 附則 号) (平成一九年四月一日政令第一四

この政令は、公布の日から施行する。 附則 (平成一九年九月二五日政令第三

(施行期日) 〇四号) 抄

改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十一この政令は、都市再生特別措置法等の一部を (日) から施行する。

#### 〇四号) 則 (平成二〇年三月三一日政令第一

この政令は、 平成二十年四月一日から施行す

る

00号) 則 (平成二〇年一二月二五日政令第

政令は、 公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二一年八月一四日政令第二 〇八号) 抄

法律の施行の日(平成二十一年十月一日) 発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する 施行する。 この政令は、都市再生特別措置法及び都市開 から

#### 附則 二五号) (平成二三年七月二二日政令第二 抄

(施行期日)

1 五日)から施行する。 正する法律の施行の日 止する法律の施行の日(平成二十三年七月二十この政令は、都市再生特別措置法の一部を改

#### 三二一号) 則 (平成二三年一○月一九日政令第

の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施正する法律附則第一条ただし書に規定する規定 行する。 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改

#### 附 三六三号) 則 (平成二三年一一月二八日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を 四月一日から施行する。 限る。)、第二十五条及び第二十七条の規定並 三条(景観法施行令第六条第一号の改正規定に 限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十 除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十 条、第五条(道路整備特別措置法施行令第十五 規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日) 高めるための改革の推進を図るための関係法律 進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に 九条(密集市街地における防災街区の整備の促 条第一項及び第十八条の改正規定を除く。)、第 の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる に次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年 六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条 から施行する。ただし、第一条、第三条、第四 (都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を

#### 四二四号) (平成二三年一二月二六日政令第 抄

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十四年四月一日 いから

三八号)

### 七号訓 則 (平成二四年三月三〇日政令第八

この政令は、 附 則 (平成二四年六月二九日政令第 公布の日から施行する。

#### (施行期日)

正する法律の施行の日 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改 から施行する。 (平成二十四年七月一

### 二八四号) 則 (平成二四年一一月三〇日政令第

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

#### 号 則 (平成二五年三月八日政令第四七

この政令は、公布の日から施行する。

## 則 (平成二五年八月二六日政令第二

四三号)

第一条 この政令は、 法律の施行の日(平成二十五年九月二日)から 施行する。 (施行期日)

#### 八七号) 則 (平成二六年五月二八日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する の日(平成二十六年五月三十日)から施行す法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行

#### 九号) 則 (平成二六年七月二日政令第二三

改正する法律の施行の日 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を から施行する。 (平成二十六年八月一

#### 附 則 号) 抄 (平成二六年七月二日政令第二四

(施行期日) この政令は、中心市街地の活性化に関する法 の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十

#### 附 則 号) 抄 (平成二七年一月二三日政令第二

六年七月三日)から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する 法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行 附 則 (平成二八年三月三一日政令第一)日 (平成二十七年四月一日) から施行する。

> する。 この政令は、平成二十八年四月一日から施行

#### 八 二 号 則 (平成二八年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日 施行する。 から

### 八八号則 (平成二八年八月二九日政令第1

改正する法律の施行の日(平成二十八年九月 日)から施行する。 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を

#### 五 附 六 号 則 (平成二九年六月一四日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、都市緑地法等の一部を改正 日)から施行する。 する法律の施行の日 (平成二十九年六月十五

#### 附 則 〇二号) (平成三〇年七月一一日政令第1

日)から施行する。 改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五この政令は、都市再生特別措置法等の一部を

#### 八 附 〇 号 則 (平成三〇年九月二八日政令第二 抄

(施行期日)

法律の施行の日(平成三十年九月三十日)から第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する 施行する。

#### 附 号 則 (平成三一年三月二九日政令第九

する この政令は、 平成三十一年四月一日から施行

#### 号附 則 (令和二年九月四日政令第二六八

から施行する。 (令和二年九月七日) この政令は、都市再生特別措置法等の一部を

#### 附 一四号) 則 (令和二年一〇月二三日政令第三

この政令は、 令和三年十月一日から施行す

### 二 附 九 号 則 (令和二年一一月二〇日政令第三 抄

(施行期日)

ら施行する。

## 則 (令和二年一一月二七日政令第三

第一条ただし書に規定する規定の施行の日 改正する法律(令和二年法律第四十三号)附則 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を **令** 

(施行期日)

する。 を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定 の施行の日(令和三年九月二十五日)から施行

## (令和三年一〇月二九日政令第二

# (令和四年三月二五日政令第九七

令和四年四月一日 から施行す

### 九 附 三 則 (令和四年一二月二三日政令第三 抄

(施行期日)

(令和五年五月二十六日)

# (令和五年三月三〇日政令第九八

令和五年四月 一日から施行す

和四年四月一日)から施行する。 (令和三年九月二四日政令第二六

## 号)

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部

## 九 附 六 号)

一月一日)から施行する。 の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等

# 号

この政令は、

1 する法律の施行の日 から施行する。 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正

# 号

る。 この政令は、